

● 玄関鍵預け時確認書

「玄関鍵預かり制度」ご利用の皆様へ

「玄関鍵預かり制度」は、主旨でご説明したように居住者と管理組合が相互信頼に基づき、共助を目的に運用するものです。即ち、鍵をお預かりすることで当該個人の財産管理を保証するものではありません。

この主旨をご理解され、承諾される方のみから鍵をお預かりしますが、以下の事項についてもあらかじめご回答ください。

1. 上記「玄関鍵預かり制度」の主旨をご理解し、承諾された上でのご利用ですか？

- ・はい
- ・いいえ(※1)

※1:「いいえ」を選択された方は、「玄関鍵預かり制度」をご利用いただけません。

2. 当該住戸内に関わる救命救急活動や火災発生時の消防活動、震災時の安否確認、盗難事件の現場確認等の緊急時や非常時、あるいは専有部分を含む管理活動のために、管理組合役員が預かっている鍵を使用して住戸内に立ち入ることを承諾されますか？

- ・はい(※2)
- ・いいえ

※2:「はい」を選択された方のお宅には、管理組合が緊急時や非常時あるいは管理活動に必要と判断したとき、お預かりしている鍵を使って住戸内に立ち入る場合があります。

3. 鍵を預けたご本人[依頼者]が何らかの理由で鍵受戻しに来られない時に、ご本人に代わって受戻し手続きを行う方[代理人]を指名しておきますか？

- ・はい(※3)
- ・いいえ

※3:「はい」を選択された方は、[代理人]を下記の欄にご記入ください。代理人が鍵受戻しに来られたとき、管理組合は利用者ご本人に確認せずに受戻し手続きを行います。

[代理人]

氏名: _____ ご本人との関係: _____

住所: _____

氏名: _____ ご本人との関係: _____

住所: _____

氏名: _____ ご本人との関係: _____

住所: _____

氏名: _____ ご本人との関係: _____

住所: _____

以上、確認のうえ「玄関鍵預かり制度」を利用します。

茅ヶ崎グリーンハイツ団地管理組合様

年 月 日

[依頼者]

氏名: _____ 印

住所: 茅ヶ崎市茅ヶ崎511- _____